

令和 6 年 1 0 月

第 1 7 回

会 議 議 事 録

議 長 松澤 正久

署名委員 前田 健造

署名委員 森 京子

川 口 市 農 業 委 員 会 事 務 局						
会 長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主 事	係
令和 6 年 1 1 月 1 2 日 供覧の上、公開してよいか伺います。			合 議			
			農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査

第 1 7 回 川 口 市 農 業 委 員 会 会 議 議 事 録

1 川口市農業委員会告示第 7 号

下記について付議するため、10 月 30 日（水）午前 10 時 00 分、市役所第一本庁舎 6 階 6 0 2 ・ 6 0 3 中会議室に、第 1 7 回川口市農業委員会会議を招集する。

川 口 市 農 業 委 員 会
会 長 松 澤 正 久

記

第 1 号議案 租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定による適格者の認定について
第 2 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画
の決定について

2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 前田 健造	1 番 森 京子	2 番 飯塚 秀行
3 番 小櫃 敏文	4 番 山岡 佐智子	5 番 豊田 満	6 番 中田 裕子
8 番 沖田 保	9 番 伊藤 勝博	10 番 中山 正二	

3 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

4 出席職員

事務局長 佐藤 武弘 事務局次長 吉田 浩司 農地係長 大塚 俊之

5 開会

午前 10 時 00 分、松澤会長は議長席に着席し、委員の全員の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

6 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 前田 健造委員、1 番 森 京子委員を指名した。

7 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項5について「資料1」により逐次説明し、全員これを了承した。

8 議案の上程

(1) 申請の総括

- 1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

(2) 第1号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について

- 1) 議長は第1号議案を上程し、説明を求めた。
- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、野菜を栽培し兼業農家を営む、江戸2丁目のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」
- 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「農業を営んでいた被相続人の方から農地を相続し、農業を引き続いて行う相続人の方が、納税猶予の特例を受けるため、本件の申請を行ったものでございます。

申請人の自宅は、八幡木中学校から北東に200mほどの所に位置しており、申請地は自宅から西側の道路を挟んで向かいに位置した9筆、自宅から南東側の道路を挟んで向かいに位置した2筆、計3,380㎡でございます。

申請人は、30歳の頃から30年以上農作業に従事しており、エダマメ、ホウレンソウ、ブロッコリー、ネギ等の野菜を栽培しております。

現在の年間従事日数は300日で、母の50日、妻の100日、子の100日と併せて世帯で、延べ550日でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」
- 4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局のかたと現地を確認して参りました。ただ今の事務局の説明のとおりでございますので、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」
- 5) 議長は第1号議案について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

(3) 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 1) 議長は第2号議案を上程し、説明を求めた。
- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、安行のかたから、安行のかたへの利用権の設定で、農地を貸借する議案です。詳細については、事務局から説明願います。」
- 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、花と緑の振興センターから南西に100mほどの所に位置する市街化調整区域内の農地で、2筆、779㎡でございます。

貸付人は、農地の管理に苦慮していたため、農地利用最適化推進委員に相談のうえ、川口市農地情報登録制度、いわゆる農地バンク制度を利用し、耕作希望者を探していたところ、経営規模拡大のために農地を探していた借受人と期間10年の賃貸借を行うことで合意し、今回申請に至ったものでございます。

それでは本件について、川口市より農用地利用集積計画案の審議依頼がございましたので、審査基準に適合するか否か事務局で調査した結果をご説明申し上げます。

まず、借受人の経歴でございますが、当市の認定農業者として植木を栽培しております。

次に、借受人の農業従事状況といたしましては、市内外の農地において、年間に250日程の日数従事しており、世帯では、譲受人、父、母の3人で、のべ650日従事し、本件利用権の設定後、申請地では借受人が1人で年間250日程従事することを見込んでおります。

耕作状況は、市内外で耕作している13,686.38㎡の農地は全て耕作されており、ハナミズ

キ、シラカバ、ヒイラギ、トウヒ、オリーブ等の植木を栽培しております。申請地においては、サトウカエデ、ヒイラギ、ナンテン等の植木を栽培し、JAを通して全国規模で販売をしていくとのごことでございます。

また、申請地に利用権設定の妨げとなる権利者等は存在しませんでした。

以上、従事状況や耕作状況の調査結果から、計画案は本市の基本構想に沿った計画であり、農業経営基盤強化促進法の経過措置に伴う第18条第3項各号の設定要件を満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「10月16日に事務局と現地調査をいたしました。借受人は、申請地に隣接した土地で既に耕作をされており、問題ないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。」

5) 議長は第2号議案について諮ったところ、全員異議なく決定した。

9 連絡事項

- ・令和7年新春交礼会のご案内について
- ・地域計画に係る協議の場について

10 閉会

午前10時35分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第17回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和6年10月30日

議 長

㊟

署名委員

㊟

署名委員

㊟